

第14 譲渡又は引渡の届出

(製造所等の設置変更等)	法第11条
(製造所等の譲渡又は引渡の届出書)	危省令第7条
(申請書等の提出回数)	危省令第9条

1 譲渡又は引渡の意義

(1) 譲渡とは、贈与、売買等の債権契約により所有権を移転することをいう。

(2) 引渡とは、競売、賃貸借、相続、合併、その他法律関係の有無を問わず、物の事実上の支配が移転することをいう。

2 譲渡引渡を証明する書類は、譲渡若しくは引渡の登記の写し又は譲渡若しくは引渡を受けた者の発行した念書（当事者の連名によるもの）等とする。（★）

3 譲渡又は引渡届の手続きについては、当該届出書の「譲渡又は引渡を受けた者」及び「譲渡又は引渡をした者」の欄中「譲渡又は」及び「又は引渡」のいずれかの文字を抹消して届出に係る内容を明らかにすること。（★）

4 次の事例は、法第11条第6項に規定する引渡に該当しない。

なお、引渡としての設置者の地位の承継は、当該危険物施設を変更する権限の移動の有無がその主要な判断要素と考えられるものである。（S58.11.17 消防危第119号質疑）

(1) 給油所賃貸借契約書に基づき契約を締結した場合。

給油所の設備一切を賃借し石油製品等の販売及びこれに付帯する業務のために使用するもので、この設備に係る所有権は移転していない。